

男女共同参画特別委員会設置要綱

1 設置の目的

全国知事会に、男女共同参画特別委員会（以下「委員会」という。）を設置して、男女共同参画に関する諸問題につき協議し、適切な施策を強力に推進するものとする。

2 組織

- (1) 委員会は、あらかじめ委員会に参加を表明した知事をもって組織する。
- (2) 委員は、全国知事会会長が委嘱する。
- (3) 委員長は、委員の互選による。
- (4) 委員長は、会議を主宰し、委員会を代表する。
- (5) 委員以外の知事は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- (6) 委員会に幹事を置く。幹事は委員都道府県の関係部長をもってこれにあてる。

3 事務

委員会の事務は、全国知事会事務局において処理する。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

5 施行

この要綱は、平成十七年七月八日から施行する。